

千葉県子ども医療費助成事業の手引き (医療機関用)

平成29年11月

千葉県健康福祉部児童家庭課

目 次

第 1 章 千葉県子ども医療費助成事業について

- | | | |
|---|--|---|
| 1 | 事業の概要 | 1 |
| 2 | 現物給付の流れ | 2 |
| 3 | 他の公費負担制度との優先関係 | 2 |
| 4 | 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の
取り扱いについて | 4 |

第 2 章 受給券について

- | | | |
|---|--------------|---|
| 1 | 受給券の様式 | 5 |
| 2 | 公費負担者番号の構成 | 6 |
| 3 | 「自己負担金」欄について | 6 |

第 3 章 医療機関における取扱いについて

- | | | |
|---|------------------|---|
| 1 | 現物給付の条件 | 7 |
| 2 | 自己負担額の徴収 | 7 |
| 3 | 院外処方で処方せんを交付する場合 | 7 |

第 4 章 高額療養費の取扱いについて

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 被用者保険の場合 | 8 |
| 2 | 国民健康保険の場合 | 9 |

第 5 章 子ども医療費の請求について

- | | | |
|---|-------------|----|
| 1 | 委託契約の締結について | 14 |
| 2 | 子ども医療費の請求先 | 14 |
| 3 | 請求の流れ | 15 |

第 6 章 請求書等の記載要領

- | | | |
|---|-------------------|----|
| 1 | 併用レセプト作成にあたっての留意点 | 16 |
| 2 | 併用レセプトの記載事例 | 17 |

Q & A 編

- | | | |
|---|-----------------|----|
| 1 | 子ども医療の自己負担金について | 28 |
| 2 | 受給券について | 29 |
| 3 | 子ども医療費の請求について | 30 |
| 4 | その他 | 32 |

資料編

- | | |
|--------------------------|----|
| 市町村別公費負担者番号一覧（平成29年8月現在） | 34 |
|--------------------------|----|

第1章 千葉県子ども医療費助成事業について

千葉県では、保健対策の充実及び保護者の経済的負担の軽減のため、保険診療に係る医療費を助成する公費負担制度を実施しています。

1 事業の概要

(1) 事業の実施主体

子どもの居住する市町村

(2) 対象者

千葉県内に居住する0歳から中学校3年生まで

※ 所得制限を設けている市町村では、対象とならない場合があります
(この場合、受給券は交付されません)。

(3) 給付対象額

入院 保険診療の一部負担金額及び食事療養の標準負担額

通院 保険診療の一部負担金額

調剤 保険調剤の一部負担金額

※ 上記には、在宅療養及び訪問看護を含みます。

(4) 自己負担額

入院については、保険診療の一部負担金及び食事療養費の標準負担額の合算額から、1日につき0円、200円、300円のいずれか、通院については、保険診療の一部負担金から1回につき0円、200円、300円、500円のいずれかとなります。

ただし、1日又は1回の自己負担金に満たない場合は、患者負担割合の額となります。

※ 自己負担額は市町村により異なりますので、必ず受給券をご確認下さい。

※ 保険薬局での調剤については、自己負担はありません。

(5) 給付方法

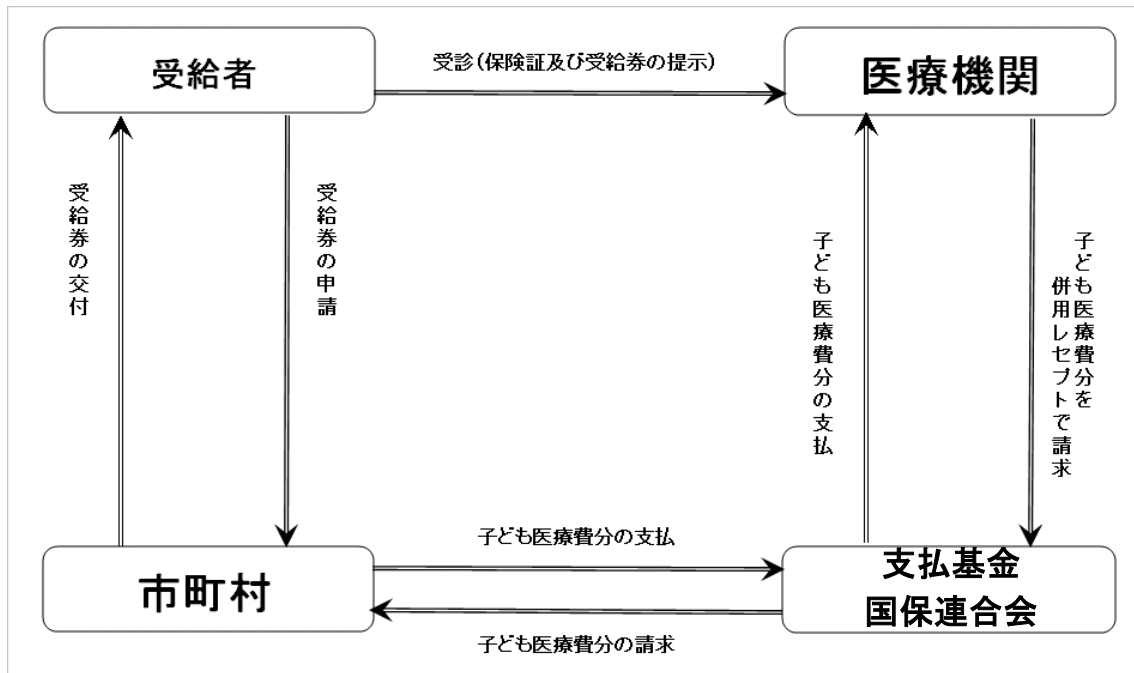
現物給付方式により実施

※ 医療機関の窓口で受給券を提示することにより、受給券に記載された自己負担のみで医療サービスを受けることができます。

※ 受給券の提示がない場合や県外で受診した場合は、償還払いとなります。

2 現物給付の流れ

千葉県子ども医療費助成事業における現物給付の流れは、概ね下記のとおりとなっています。



3 他の公費負担制度との優先関係

子ども医療費助成制度は、他の公費負担制度（次頁参照）が優先します。

ただし、先に適用した公費負担制度に自己負担額がある場合は、当該自己負担額について、子ども医療費の助成対象となります。

なお、児童福祉施設・里親等に措置・委託等されている子どもは児童福祉法の措置等に係る医療の給付（公費番号：53）の対象であり、当該制度は保険診療の一部負担分の全額を公費負担（自己負担額なし）のため、子ども医療費助成制度は適用されません。

《 公費負担制度一覧 》

法 律 等	名 称	公費番号
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	結核患者の適正医療	1 0
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	結核患者の入院	1 1
生活保護法	医療扶助	1 2
戦傷病者特別援護法	療養の給付	1 3
戦傷病者特別援護法	更正医療	1 4
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	更正医療	1 5
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	育成医療	1 6
児童福祉法	療育の給付	1 7
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律	認定疾病医療	1 8
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律	一般疾病医療費	1 9
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	措置入院	2 0
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	精神通院医療	2 1
麻薬及び向精神薬取締法	入院措置	2 2
母子保健法	養育医療	2 3
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	療養介護医療	2 4
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律	医療支援給付	2 5
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	一類感染症等	2 8
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	新感染症	2 9
心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律		3 0
肝炎治療特別促進事業に係る医療の給付		3 8
特定疾患治療研究事業及び先天性血液凝固因子障害等治療研究事業		5 1
小児慢性特定疾患治療研究事業に係る医療の給付		5 2
児童福祉法の措置等に係る医療の給付		5 3
難病の患者に対する医療等に関する法律		5 4
特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法による定期検査費及び母子感染防止医療費の支給		6 2
石綿による健康被害の救済に関する法律		6 6
児童福祉法による肢体不自由児通所医療及び障害児入所医療		7 9
各市町村の規則・条例等	重度心身障害者 (児) 医療	8 1
各市町村の規則・条例等	子ども医療	8 3

4 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の 取り扱いについて

子ども医療費の助成対象となる子どもが、学校管理下での負傷又は疾病により受診した場合には、下記の点に留意してください。

- 学校管理下での負傷又は疾病など、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象となる医療費については、子ども医療費助成制度の助成対象となりません。
- 子どもの保護者に対しては、学校管理下での負傷又は疾病により受診する際は、受給券を使用しないよう市町村から周知されています。
- 保護者から学校管理下での負傷又は疾病であるとの申し出があった場合は、子ども医療費助成制度を使わずに、保険診療の一部負担金である3割（就学前児は2割）相当額を保護者に請求してください。
- 災害共済給付制度の内容につきましては、学校又は日本スポーツ振興センター（TEL:03-5410-9162）へお問い合わせください。

第2章 受給券について

子ども医療費の現物給付を行うには、市町村が発行する受給券が必ず必要になります。医療機関の窓口では、受給券の提示を受け、内容を確認していただくようお願いいたします。

1 受給券の様式

市町村によって多少異なりますが、概ね下記のとおりとなっています。

子 ども 医 療 費 助 成 受 給 券			
公費負担者番号			
受 給 者 番 号			
乳 幼 児	住 所	〒	
	氏 名		男 ・ 女
	生年月日	年 月 日	
有 効 期 間		年 月 日 ～ 年 月 日	
自己負担金	通 院		
	入 院		
	保険調剤		
〇〇〇市町村長 〇〇 〇〇〇 印			

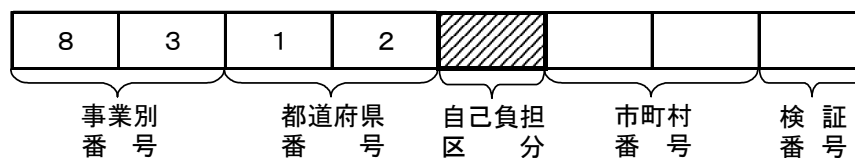
2 受給券の色分けについて

現物給付の対象が入院と通院で異なる場合、「入院のみ使用できる受給券」と「入院及び通院で使用できる受給券」の2種類の受給券が発行されることとなりますが、「入院のみ使用できる受給券」が通院において使用されてしまうことが懸念されることから、注意喚起のために次のとおり受給券を色分けします。

- ・ 入院のみ使用できる受給券 薄い黄緑色
- ・ 入院及び通院で使用できる受給券 白色

3 公費負担者番号の構成

子ども医療費助成制度の公費負担者番号は、8桁の算用数字から構成されています。



事業別番号	子ども医療費助成事業では「83」を設定しています。
都道府県番号	千葉県の場合は「12」になります。
自己負担区分	下記の「0」～「5」のいずれかを使用します。 「0」・・・ 0円（非課税世帯等）、「1」・・・ 200円 「2」・・・ 0円（市町村独自基準）、「3」・・・ 300円 「4」・・・ 0円、200円、300円のいずれか 「5」・・・ 500円（千葉市独自基準、通院のみ）
市町村番号	千葉県内の市町村にそれぞれ2桁の番号が決められています。
検証番号	国で定めた計算式に基づいて算出される番号になります。

4 「自己負担金」欄について

自己負担金の表示は、以下のようになっています。

通 院	無料 通院1回につき200円 通院1回につき300円 通院1回につき500円 全額自己負担	} いずれか1つが記載されます。
入 院	無料 入院1日につき200円 入院1日につき300円 全額自己負担	} いずれか1つが記載されます。
保険調剤	無料 全額自己負担	} いずれか1つが記載されます。

※ 「全額自己負担」とは、子ども医療の対象外を意味します。窓口では総医療費の2割または3割を徴収してください。

※ 保険診療の一部負担金額が受給券に記載された自己負担金に満たない場合は、その金額を徴収してください。

第3章 医療機関における取扱いについて

1 現物給付の条件

子ども医療において現物給付ができるのは、以下の項目を全て満たす場合に限ります。

- ① 居住する市町村から受給券が交付されていること。
- ② 千葉県内の契約医療機関及び契約保険薬局での診療及び調剤
- ③ 診療及び調剤の際に、受給券と保険証を提示した場合

2 自己負担額の徴収

医療機関の窓口では、受給券に記載の自己負担額のみを徴収し、保険診療の一部負担金額と自己負担額（0円、200円、300円、500円のいずれか）の差額を、医療機関から審査支払機関に請求していただくことになります。

3 院外処方で処方せんを交付する場合

院外処方で処方せんを交付する場合は、処方せんの備考欄に免または（免）と記載してください。

第4章 高額療養費の取扱いについて

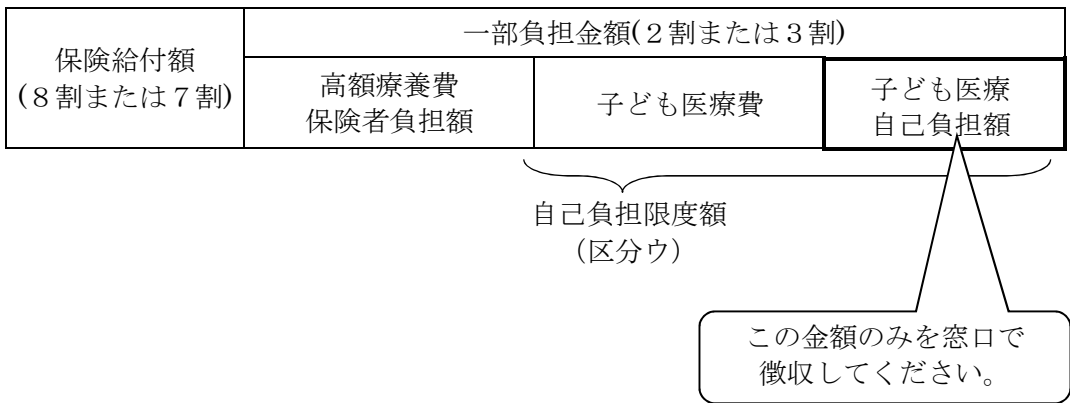
子ども医療費助成事業において高額療養費に該当する場合は、子どもが加入する保険によって自己負担の徴収額が異なる場合がありますので、御留意ください。

1. 被用者保険の場合

被用者保険における医療費助成事業に係る高額療養費は、平成18年厚生労働省告示により、一律一般（現：区分ウ）の所得区分で算定します。

窓口での徴収額は子ども医療費助成事業の自己負担額のみとなります。

【注】 窓口徴収金額が変わります。



2. 国民健康保険の場合

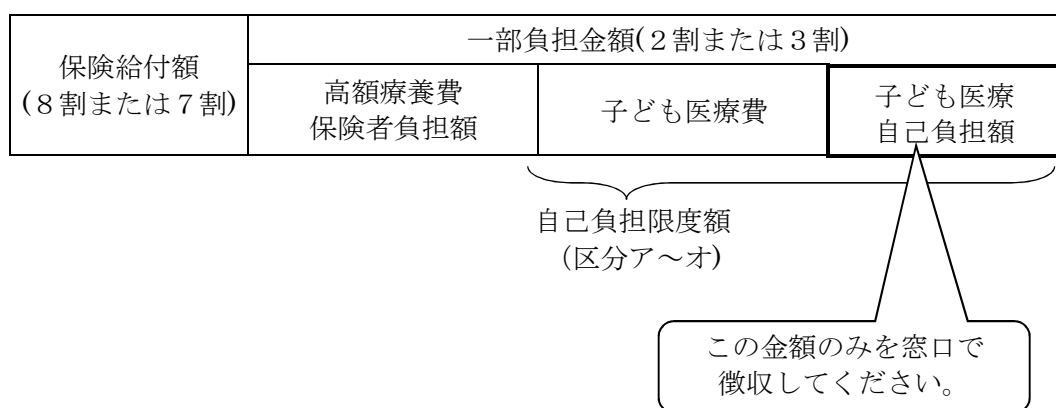
国民健康保険における医療費助成事業に係る高額療養費は、所得区分による高額療養費の算定が定められていることから、区分ア～オの所得区分で算定します。

高額療養費算定が予想される場合は、予め限度額適用認定証または限度額適用認定証・標準負担額減額認定証の申請を行うよう保護者に案内をお願いします。

① 限度額適用認定証または限度額適用認定証・標準負担額減額認定証を提示した場合

国保連合会では所得区分に応じた高額療養費を計算します。

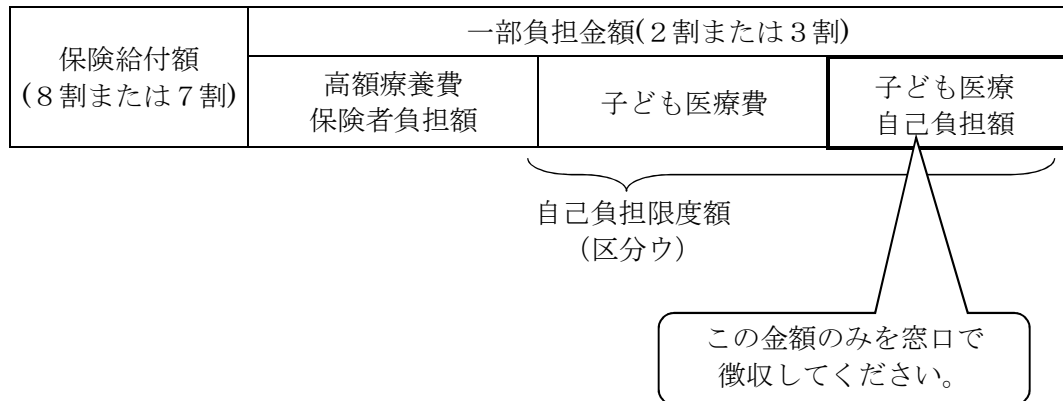
窓口での徴収額は子ども医療費助成事業の自己負担額のみとなります。



② 市町村国保の場合（限度額適用認定証を提示した場合を除く）

子どもの加入する保険が市町村国保の場合、区分ウの所得区分により高額療養費を計算します。

窓口での徴収額は子ども医療費助成事業の自己負担額のみとなります。



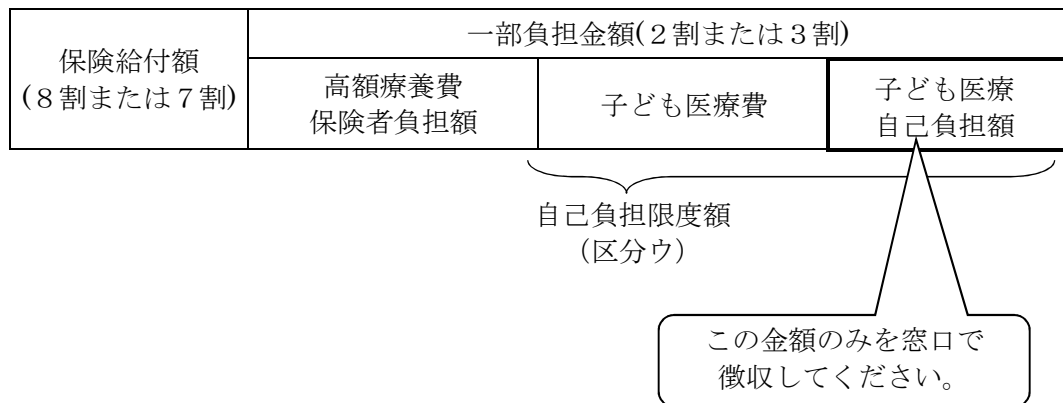
※区分ウ以外の所得区分、多数該当、世帯合算により高額療養費が異なった場合は、後日、市町村の担当部署間で調整することになります。

③ 県内国保組合の場合（限度額適用認定証を提示した場合を除く）

子どもの加入する保険が県内国保組合（医師国保組合（１２３０１８）・歯科医師国保組合（１２３０２６）・薬剤師国保組合（１２３０３４））の場合、区分ウの所得区分により高額療養費を計算します。

窓口での徴収額は子ども医療費助成事業の自己負担額のみとなります。

【注】 窓口徴収金額が変わります。

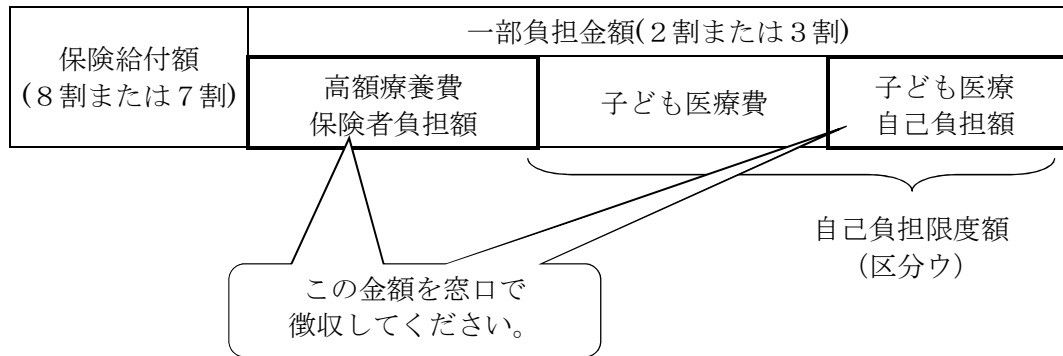


※区分ウ以外の所得区分、多数該当、世帯合算により高額療養費が異なった場合は、後日、市町村と国保組合で調整することとなります。

④ 県外国保組合の場合（限度額適用認定証を提示した場合を除く）

子どもの加入する保険が県外国保組合（県番 1 2 を除く 国保組合）の場合、区分ウの所得区分により高額療養費を計算します。

窓口での徴収額は子ども医療費助成事業の自己負担額と高額療養費の金額になります。



※高額療養費は後日、被保険者（保護者）から保険者に還付請求していただくことになります。

区分ウ以外の所得区分、多数該当、世帯合算により高額療養費が異なった場合は、後日、市町村、国保組合、被保険者間で調整することになります。

〔参考事例〕

総 医 療 費	100 万円
入 院 日 数	10 日
子ども医療自己負担	300 円（入院 1 日につき）
所 得 階 層	区分ウ

※ 簡略化のため食事療養費はないものとして計算。

$$\begin{aligned}\text{自己負担限度額} &= 80,100 \text{ 円} + (1,000,000 \text{ 円} - 267,000 \text{ 円}) \times 1\% \\ &= 87,430 \text{ 円}\end{aligned}$$

《 医療費内訳 》

800,000 円 保険給付額（8 割）	200,000 円 一部負担金額（2 割）		
	112,570 円 高額療養費 保険者負担額	87,430 円 高額療養費の自己負担限度額	
		84,430 円 子ども医療費	3,000 円 子ども医療 自己負担額

この事例の場合、保険別に見た窓口徴収額は下記のとおりとなります。

1 市町村国保、県内国保組合、社保、県外国保組合（限度額適用認定証の提示がある場合に限る）の場合

$$\text{窓口徴収額} = \underline{3,000 \text{ 円}} \text{（子ども医療自己負担額）}$$

2 県外国保組合の場合（限度額適用認定証の提示がない場合）

$$\begin{aligned}\text{窓口徴収額} &= 112,570 \text{ 円（高額療養費保険者負担額）} + 3,000 \text{ 円（子ども} \\ &\quad \text{医療自己負担額）} = \underline{115,570 \text{ 円}}\end{aligned}$$

なお、国民健康保険においては、区分ウ以外の所得区分、多数該当、世帯合算により高額療養費が異なった場合の過誤額は、後日市町村で調整することになります。

第5章 子ども医療費の請求について

1 委託契約の締結について

子ども医療費の請求にあたっては、事前に千葉県と医療機関とで現物給付の実施に関する委託契約を締結する必要があります。

※県は、千葉県医師会、千葉県歯科医師会及び千葉県薬剤師会と契約を締結していますので、これらの団体に加入している医療機関は、契約の締結は不要です。

(1) 契約書の入手方法

下記担当までご連絡ください。契約書を郵送いたします。

(2) 契約方法

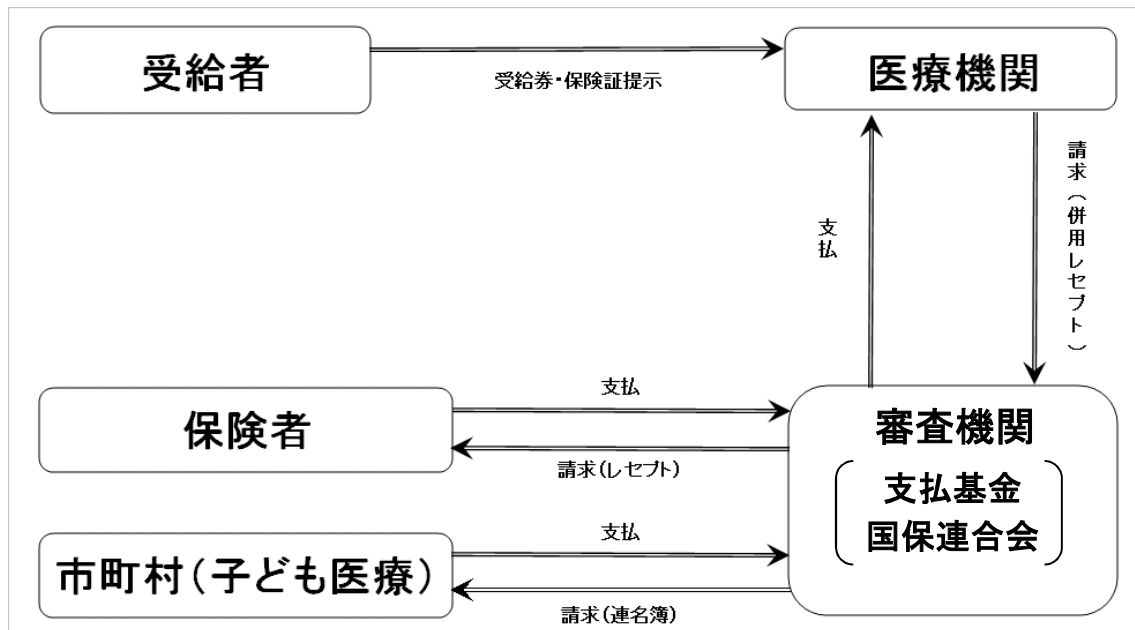
契約書2部に記名押印の上、2部とも下記までご送付下さい。契約締結後、1部を返送いたします。

〒260-8667 千葉市中央区市場町1番1号
千葉県健康福祉部児童家庭課 母子保健班
TEL：043-223-2332 / FAX：043-224-4085

2 子ども医療費の請求先

子ども医療費については、加入する保険が社会保険の場合、社会保険診療報酬支払基金千葉支部（以下、「支払基金」という。）に国民健康保険の場合は千葉県国民健康保険団体連合会（以下、「国保連合会」という。）に請求していただきます。

3 請求の流れ



- ① 受給者は、受給券と被保険者証を医療機関に提示して受診します。
- ② 医療機関では、子ども医療費の請求を併用レセプトで医療費の保険給付額の請求と子ども医療費の請求とを併せて審査機関に行います。
- ③ 審査機関では、併用レセプトの内容を審査の上、子ども医療費と保険給付額を市町村と保険者に請求します。
- ④ 市町村と保険者では、審査機関からの請求を受けて子ども医療費と保険給付額を支払います。
- ⑤ 審査機関では、市町村と保険者からの支払を受けて医療機関に子ども医療費と保険給付額を支払います。

第6章 請求書等の記載要領

1 併用レセプト作成にあたっての留意点

- (1) 医療保険と公費の併用レセプトで請求します。
- (2) 子ども医療助成費に係る一部負担金が発生しない場合は「0円」と記載します。
なお、調剤レセプトについては空欄でも差し支えありません。
- (3) 子ども医療助成費に係る一部負担金、自己負担額に満たない場合は、その額を記載します。たとえば、6歳未満自己負担額200円で請求点数が99点の場合、198円（1円単位）と記載します。
- (4) 入院について、療養の給付の一部負担金額が発生しない場合は食事療養の標準負担額から1日あたりの自己負担額を徴収します。また、療養の給付の一部負担額が自己負担額に満たない場合は、食事療養の標準負担額を含め1日当たりの自己負担額を徴収することになります。
- (5) 1日のうち同一の保険医療機関に2回受診（電話による受診を含む）した場合は、2回分を自己負担とします。なお、即日入院の場合は入院分のみを自己負担とします。
- (6) 子ども医療費は、国の公費負担制度を優先することから、国の公費負担制度助成額を控除した残りの額を対象とします。また、国の公費負担制度において窓口負担額のある場合においては、その窓口負担金を子ども医療費の対象とします。
- (7) 国の公費負担医療との併用で、医療保険と国の公費負担医療費が異なる場合は、子ども医療費の請求は空欄ではなく総医療費の点数を記載します。
- (8) 子ども医療費が国の公費により請求金額が生じない場合は、記載の必要はありません。

2 併用レセプトの記載事例

事例 1-1 医保・子ども医療の2者併用				医科 (6歳未満)	
—			保険者番号	0 1 1 2 0 0 1 3	
公費①	8312〇〇〇〇〇			診療 実 日 数	保 1 日
公費②			①		日
			②		日
療 養 の 給 付	請 求 点	* 決 定 点	一 部 負 担 金 円		
	523				
	点	点	円		
	200				
公費①	点	点	円		
公費②	点	点	円		
療養の給付の請求金額					
・ 医療保険 4, 1 8 4 円 = 5 2 3 点 × 8 割					
・ 子ども医療 8 4 6 円 = 5 2 3 点 × 2 割 - 2 0 0 円					
・ 子ども自己負担額 2 0 0 円					

事例 1-2 医保・子ども医療の2者併用				医科	
—			保険者番号	0 1 1 2 0 0 1 3	
公費①	8312〇〇〇〇〇			診療 実 日 数	保 1 日
公費②			①		日
			②		日
療 養 の 給 付	請 求 点	* 決 定 点	一 部 負 担 金 円		
	523				
	点	点	円		
	200				
公費①	点	点	円		
公費②	点	点	円		
療養の給付の請求金額					
・ 医療保険 3, 6 6 1 円 = 5 2 3 点 × 7 割					
・ 子ども医療 1, 3 6 9 円 = 5 2 3 点 × 3 割 - 2 0 0 円					
・ 子ども自己負担額 2 0 0 円					

医科

事例 2 医保・子ども医療の2者併用（異点数）

（6歳未満）

—			保険者番号	0 1 1 2 0 0 1 3
公費①	8312〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇		
公費②				

診療 実 日 数	保	3	日
	①	2	日
	②		日

療 養 の 給 付	保 険	請 求 点	* 決 定 点	一 部 負 担 金 円			
	公 費 ①	4,899 点			円		
	公 費 ②	3,136 点		400 円			

療養の給付の請求金額

- ・ 医療保険 39,192円 = 4,899点 × 8割
 - ・ 子ども医療 5,872円 = 3,136点 × 2割 - 400円
 - ・ 子ども自己負担額 400円 = 200円 × 2日
 - ・ 患者窓口負担 3,526円 = (4,899点 - 3,136点) × 2割
- *この事例では、子ども医療費の対象とならない医療（受給者証の提示なし等）が1日あります。
その分の医療は公費の対象となりません。

医科

事例3-1 医保・小児慢性・子ども医療の3者併用（異点数）

（6歳未満）

一			保険者番号	0 1 1 2 0 0 1 3		
公費①	5212〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇	診療 実 日 数	保	3	日
公費②	8312〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇		①		日
			②		日	

療 養 の 給 付	保 険	請 求 点	* 決 定 点	一 部 負 担 金 円
	公 ①	4,899		
	公 ②	3,136		0
		点	点	円
		点	点	円
		4,899		600

療養の給付の請求金額

- ・ 医療保険 39,192円 = 4,899点 × 8割
- ・ 子ども医療 2,926円 = (4,899点 - 3,136点) × 2割 - 600円
- ・ 子ども自己負担額 600円 = 200円 × 3日
- ・ 小児慢性医療 6,272円 = 3,136点 × 2割

*子ども医療は、対象疾病等の制限がないので、その点数・日数は保険給付分と同じです。
この事例では、小児慢性医療が優先するので残りの額が子ども医療の適用となります。

事例3-2 医保・小児慢性・子ども医療の3者併用（異点数）

（6歳未満）

一			保険者番号	0 1 1 2 0 0 1 3		
公費①	5212〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇	診療 実 日 数	保	3	日
公費②	8312〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇		①		日
			②		日	

療 養 の 給 付	保 険	請 求 点	* 決 定 点	一 部 負 担 金 円
	公 ①	4,899		
	公 ②	3,136		5,750
		点	点	円
		点	点	円
		4,899		600

療養の給付の請求金額

- ・ 医療保険 39,192円 = 4,899点 × 8割
- ・ 子ども医療 8,676円 = (4,899点 - 3,136点) × 2割 + 5,750円 - 600円
- ・ 子ども自己負担額 600円 = 200円 × 3日
- ・ 小児慢性医療 522円 = 3,136点 × 2割 - 5,750円

*子ども医療は、対象疾病等の制限がないので、その点数・日数は保険給付分と同じです。
この事例では、小児慢性医療が優先するので残りの額及び小児慢性医療自己負担額が子ども医療の適用となります。

医科

事例 4 医保・子ども医療の2者併用（1日の自己負担額が200円未満）

（6歳未満）

—			保険者番号	01120013
公費①	8312〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇	診療 実 日 数	保 2 日
公費②				① 日
			② 日	

療養の給付	保険 の 給 付	請	求	点	*	決	定	点	一	部	負	担	金	円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
-------	-------------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

療養の給付の請求金額

- ・ 医療保険 4,784円 = 598点 × 8割
- ・ 子ども医療 844円 = 598点 × 2割 - 352円
- ・ 子ども自己負担額 352円 = 200円 × 1日 + 152円（1日目522点 2日目76点）

*一部負担金額が200円に満たない場合は、その金額（1円単位）が子ども医療自己負担額となります。

医科

事例 5 医保・育成医療・子ども医療の3者併用（異点数）

（6歳未満）

—			保険者番号	0 1 1 2 0 0 1 3		
公費①	1612〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇				
公費②	8312〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇				

診療 実 日 数	保	10	日
	①		日
	②		日

入院	入院年月日	2 4 年 3 月 1 日		
	90 病診	90 入院基本料・加算		点
		×		日間
		×		日間
		×		日間
		×		日間
	92 特定入院料・その他			

療 養 の 給 付	保	請求点	* 決定点	負担金額 円	保	請求円	* 決定点	円	(標準負担額) 円
	①	30,000			①	19,200			7,800
	②				②	0			0
	③				③	19,200			7800

療養の給付の請求金額

- ・ 医療保険 240,000円 = 30,000点 × 8割
- ・ 育成医療 50,000円 = 30,000点 × 2割 - 10,000円(育成自己負担額)
- ・ 子ども医療 8,000円 = 10,000円 - 2,000円
- ・ 子ども自己負担額 2,000円 = 200円 × 10日
- ・ 育成医療自己負担額に対して子ども医療が適用されます。
育成医療自己負担額に子ども医療自己負担額を控除した額が子ども医療費となり、
患者さんは、子ども医療自己負担額のみを窓口で負担することとなります。

食事療養費

- ・ 医療保険 11,400円 = 19,200円 - 7,800円
- ・ 子ども医療 7,800円 = 標準負担額
- ・ 食事療養費は、育成医療の対象とならないため標準負担額が子ども医療の適用となります。

歯科

事例 6

医保・子ども医療の2者併用

(6歳未満)

—			保険者番号	0 1 1 2 0 0 1 3
公費①	8312〇〇〇〇		診療 実 日 数	保 1 日
公費②				① 日
				② 日

摘 要		公費分 点数	請求 決定	※	点	合計	523	点
		患者負担額 (公費)	200	円	決定	※	点	
		高額療養費	※	円	一部負担 金額	円		

療養の給付の請求金額

- ・ 医療保険 4,184円 = 523点 × 8割
- ・ 子ども医療 846円 = 523点 × 2割 - 200円
- ・ 子ども自己負担額 200円

歯科

事例 7 医保・子ども医療の2者併用（1日の自己負担額が200円未満）

（6歳未満）

—			保険者番号	01120013			
公費①	8312〇〇〇〇				診療 実 日 数	保 ①	2 日
公費②						②	日
			公費分 点数	請求 決定	※	点	合計
			患者負担額 （公費）	352	円	決定	※
			高額療養費	※	円	一部負担 金額	円
						598	点

療養の給付の請求金額

・ 医療保険 4,784円 = 598点 × 8割

・ 子ども医療 844円 = 598点 × 2割 - 352円

・ 子ども自己負担額 352円 = 200円 × 1日 + 152円（1日目522点 2日目76点）

*一部負担金額が200円に満たない場合は、その金額（1円単位）が子ども医療自己負担額となります。

調剤

事例 8

医保・子ども医療の2者併用

(6歳未満)

—			保険者番号	01120013
公費①	8312〇〇〇〇		診療 実 日 数	保 1 日
公費②				① 日
			② 日	

療 養 の 給 付	保 険 の 給 付	請 求 点	*	決 定 点	一 部 負 担 金 円	調剤基本料 点	時間外等加算 点	薬学管理料 点
		523						
		点		点	円	点	点	点
		点		点	円	点	点	点

療養の給付の請求金額

・医療保険 4,184円 = 523点 × 8割

・子ども医療 1,046円 = 523点 × 2割

*一部負担金については、省略(空欄)でも差し支えありません。

医科

事例 9 医保・小児慢性医療・子ども医療の3者併用

(未就学者)

-			保険者番号	01120013				
公費①	52127000	00000000	診療 実 日 数	保	30	日		
公費②	83120000	00000000		①	30	日		
			②	30	日			
90	入院年月日	29年 3月 1日						
入 院	病 診	90 入院基本料・加算	点	28 区ウ				
			× 日間					
			× 日間					
			× 日間					
		92 特定入院料・その他	点					
療 養 の 給 付	請求点	* 決 定 点	負担金額	円	食 保 90	請求円	* 決 定 円	(標準負担額) 円
	160,000		93,430		回	59,100		23,400
	点	点	円	公 90	円	円	円	円
	160,000		5,000	回	59,100		23,400	
	点	点	円	公 0	円	円	円	円
	160,000		300	回	0		0	0

療養の給付の請求金額

- ・医療保険 1,280,000円 = 160,000点 × 8割
- ・高額療養費 226,570円 = 160,000点 × 2割 - 93,430※
※高額療養費の自己負担限度額
80,100円 + (1,600,000円 - 267,000円) × 1%
- ・小児慢性医療 88,430円 = 93,430円 - 5,000円
- ・子ども医療 4,700円 = 5,000円 - 300円 × 1日
(入院1日目で小児慢性医療の自己負担限度額超え)
- ・子ども自己負担額 300円 = 300円 × 1日

食事療養費

- ・医療保険 35,700円 = 59,100円 - 23,400円
- ・小児慢性医療 23,400円 (実施機関番号700番台 … 経過措置として全額公費負担)

* 小児慢性医療自己負担額に対して子ども医療が適用されます。
小児慢性医療自己負担額から子ども医療自己負担額を控除した額が子ども医療費となり、患者さんは、子ども医療自己負担額のみを窓口で負担することとなります。

* 小児慢性医療で全額公費負担の為、食事療養に係る記載は「0」を記載することとなります。

小児慢性医療 … 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療支援 (第19条の2)

(H29.3作成)

事例 10 医保・小児慢性医療・子ども医療の3者併用
(月途中で小児慢性医療の患者負担額が限度額に達した場合) (未就学者)

-				保険者番号		01120013				
公費①	52128000	00000000		診療 実 日 数	保	30	日			
公費②	83120000	00000000			①	30	日			
					②	30	日			
90	入院年月日		29年 3月 1日							
入 院	病 診	90 入院基本料・加算	点	28 区ウ						
			× 日間							
			× 日間							
			× 日間							
			× 日間							
	92 特定入院料・その他									
療 養 の 給 付	保 険	請求点	* 決 定 点	負担金額	円	食 事 保 険	90 回	請求円	* 決 定 円	(標準負担額) 円
	公 ①	160,000		93,430		公 ①	90 回	59,100		23,400
	公 ②	160,000		5,000		公 ②	90 回	59,100		23,400
		160,000		9,000				59,100		23,400

療養の給付の請求金額

- ・医療保険 1,280,000円 = 160,000点 × 8割
- ・高額療養費 226,570円 = 160,000点 × 2割 - 93,430※
※高額療養費の自己負担限度額
80,100円 + (1,600,000円 - 267,000円) × 1%
- ・小児慢性医療 88,430円 = 93,430円 - 5,000円
- ・子ども医療 4,700円 = 5,000円 - 300円 × 1日
(入院1日目で小児慢性医療の自己負担限度額超え)
- ・子ども自己負担額 300円 = 300円 × 1日

食事療養費

- ・医療保険 35,700円 = 59,100円 - 23,400円
- ・小児慢性医療 11,700円 = 23,400円 × 1/2
- ・子ども医療 3,000円 = 23,400円 × 1/2 - 8,700円
- ・子ども自己負担額 8,700円 = 300円 × 29日

- * 小児慢性医療自己負担額に対して子ども医療が適用されます。
小児慢性医療自己負担額から子ども医療自己負担額を控除した額が子ども医療費となり、患者さんは、子ども医療自己負担額のみを窓口で負担することとなります。
- * 入院1日目で小児慢性医療自己負担限度額に達していることから、2日目以降は食事療養費の標準負担額の中から子ども医療費の自己負担額を負担することとなります。
- * 子ども医療に対する療養の給付の負担金額欄への記載は、食事療養費の自己負担額を合算した金額を記載することとなります。

小児慢性医療 … 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療支援 (第19条の2)

(H29.3作成)

Q & A 編

1 子ども医療の自己負担金について

問1 保険診療の一部負担金が子ども医療自己負担金（200 円）に満たない場合は、窓口で徴収する金額はどのようなのですか。

答1 一部負担金額を徴収してください。例えば、一部負担金額が 170 円の場合、170 円を窓口で徴収してください。

問2 1日のうち同一の保険医療機関に2回受診（電話による受診を含む。）した場合、子ども医療自己負担金はどのようなになるのですか。

答2 子ども医療自己負担金は、入院外は1回ごとに徴収しますので、2回分を自己負担していただきます。

問3 総合病院等で複数科受診した場合、子ども医療自己負担金はどのようなになるのですか。

答3 総合病院等での子ども医療自己負担金は、一医療機関とみなし、主たる診療科のみ（初診、再診料を算定する診療科）徴収します。ただし、歯科は除きます。

問4 1日のうち複数の保険医療機関（歯科を含む。）に受診した場合、子ども医療自己負担金はどのようなになるのですか。

答4 保険医療機関ごとに自己負担金を徴収します。ただし、保険調剤は無料となります。

問5 同一保険医療機関に通院で受診し、帰宅後、傷病の悪化により入院した場合の子ども医療自己負担金はどのようなになるのですか。

答5 子ども医療自己負担金は、入院は1日につき、通院は1回につき徴収することになるので、それぞれにおいて自己負担金を徴収します。ただし、即日入院の場合は入院分のみを徴収します。

問6 細菌感受性検査で未来院の場合、子ども医療自己負担金はどのようなになるのですか。

答6 未来院の場合でも、患者からは自己負担金を徴収してください。

問7 他の公費負担制度がある場合、子ども医療自己負担金はどのようなになるのですか。

答7 子ども医療は、他の公費負担制度を優先させることから、他の公費負担制度助成額の自己負担額を対象とします。したがって、他の公費負担制度において窓口負担額のある場合においては、その窓口負担金を子ども医療の対象とし、子ども医療の自己負担金のみを徴収することになります。

2 受給券について

問1 月途中でA市からB市へ転居した場合、受給券はどのような取扱いになるのですか。

答1 転出先のB市では、転居月の翌月に、転入日から有効な受給券を交付します。
よって、当月は、A市に居住していた期間のみが現物給付の対象となり、B市転出後でB市発行の受給券の有効期間の始期までにかかった医療は、償還払いの対象となります。

問2 受給券の有効期間はどのように設定されていますか。

答2 市町村では、例年8月に受給券の更新を行っているため、原則として、受給券の有効期間は7月31日までとなっております。

問3 子ども医療費助成受給券と保険証は受診ごとに確認するのですか。

答3 原則として、受診ごとに確認していただくようお願いします。
特に、受給券が更新される8月は、公費負担者番号が変更となる可能性があるので、ご注意ください。

問4 受給券の自己負担欄に「全額自己負担」と記入されている場合は、どのように取り扱うのですか。

答4 「全額自己負担」と記入されている場合は、子ども医療の対象とならないことになります。よって、通常どおり保険診療の一部負担金を窓口で徴収してください。なお、その場合、子ども医療費の請求は不要です。

3 子ども医療費の請求について

問1 子ども医療費の請求はどこに、どのように行うのですか。

答1 子ども医療費の請求は、加入している保険が国民健康保険の場合は、千葉県国民健康保険団体連合会へ、社会保険の場合は社会保険診療報酬支払基金千葉支部へ、医療保険と公費（子ども医療費）の併用レセプトにより行っていただきます。

問2 子どもの加入する保険者の所在地は、千葉県外でも問題ありませんか。

答2 子どもの居住地が千葉県内であれば、保険者の所在地は関係ありません。

※国民健康保険の場合、保険者によっては、高額療養費分を窓口で徴収していただく場合があります。詳しくは「第4章 高額療養費の取扱いについて」をご参照ください。

問3 県外の医療機関を受診し発行された処方せんには公費負担者番号が記載されていないが、県内の医療機関で発行された処方せんと同様に、県内の保険調剤薬局において、子ども医療費を請求することはできますか。

答3 県外の医療機関で発行された処方せんを提示された場合は、受給券により公費負担者番号等の受給者資格をご確認いただき、県内の医療機関を受診し発行された処方せんと同様に子ども医療費を請求してください。

問4 災害共済給付は総医療費 5,000 円以上を対象としており、1回の通院では対象とならなくても、何回か通院することで、5,000 円以上の医療費がかかれば対象となる場合があるため、初期の通院では災害共済給付の対象となるか判断できないことがあります。どのように対応すべきですか。

答4 学校管理下における負傷及び疾病による受診の場合は、子ども医療費助成制度を使わずに、保険診療の一部負担金である3割（就学前児は2割）相当額を保護者に請求してください。最終的に災害共済給付の対象とならなかった場合は、子ども医療費助成制度において償還払いにより支給します。

問5 同じ月に複数回受診した場合、災害共済給付の対象となる医療費とそうでない医療費が混在することがありますが、どのように請求すればよいですか。

答5 同じ月に複数回受診し、かつ受給券を使用しないことがあった場合でも、実際に受領した金額をレセプト上に記載してください。

国保連合会及び支払基金では、診療回数×受給券の自己負担金が領収金額と合致しない場合、医療機関に確認をします。

【例】子ども医療の自己負担金 300 円、診療回数 3 回、領収金額 2,000 円の場合

領収金額が 900 円となっていないため、国保連合会及び支払基金では医療機関に状況を確認いたします。

4 その他

問1 子ども医療費助成事業では、市町村によって所得制限を設けているが、具体的にはどういうことを意味するのですか。

答1 市町村が所得制限を設けている場合、子どもの保護者の所得が一定の額を超えると、子ども医療費助成事業の対象とならず、受給券も発行されません。

なお、所得制限の判定は、受給券を発行する際に市町村が行いますので、医療機関の窓口では、受給券の提示があった場合のみ現物給付の取扱いをしていただきますようお願いいたします。

問2 公費負担者番号の自己負担区分「4」の金額については、市町村によって0円、200円、300円のいずれかとなるとのことだが、当該区分の市町村別の金額を教えてください。

答2 最新の金額は、下記の県ホームページをご覧ください。

なお、今後、市町村が自己負担金を変更した場合には、併せて自己負担区分「4」の金額も変更となりますのでご注意ください。

【ホームページアドレス】

<http://www.pref.chiba.lg.jp/jika/boshi/nyuuyouji.html>

【最近の事例～睦沢町の場合～】

年 月	自己負担金の設定	自己負担区分「4」の金額
H29.7 まで	非課税世帯等… 0円 上記以外…300円	300円
H29.8 以降	非課税世帯等… 0円 上記以外… 0円	0円

問3 現在使用しているレセプト電算処理システムは、自己負担区分を入力することにより、自動的に自己負担金が算定される仕様となっているので、自己負担区分「4」についても同様に自動算定できるようにしたいと考えているが、市町村別に金額を設定してしまっても問題ないか。

答3 市町村が自己負担金を変更した場合、自己負担区分「4」の金額も変更となるため、市町村別に金額を設定した場合には、その都度電算システムの修正が必要となる可能性があります。

このため、受給券に記載された金額を見てから入力する又は選択するなどの仕様にしていただくことをお勧めします。

資料編

市町村別公費負担者番号一覧
(平成29年8月現在)

市町村名	事業別番号		都道府県番号		自己負担区分	市町村番号		検証番号
千葉市	8	3	1	2	0	0	1	4
	8	3	1	2	1	0	1	2
	8	3	1	2	2	0	1	0
	8	3	1	2	3	0	1	8
	8	3	1	2	4	0	1	6
	8	3	1	2	5	0	1	3
習志野市	8	3	1	2	0	0	2	2
	8	3	1	2	1	0	2	0
	8	3	1	2	2	0	2	8
	8	3	1	2	3	0	2	6
	8	3	1	2	4	0	2	4
八千代市	8	3	1	2	0	0	3	0
	8	3	1	2	1	0	3	8
	8	3	1	2	2	0	3	6
	8	3	1	2	3	0	3	4
	8	3	1	2	4	0	3	2
船橋市	8	3	1	2	0	0	4	8
	8	3	1	2	1	0	4	6
	8	3	1	2	2	0	4	4
	8	3	1	2	3	0	4	2
	8	3	1	2	4	0	4	0
鎌ヶ谷市	8	3	1	2	0	0	5	5
	8	3	1	2	1	0	5	3
	8	3	1	2	2	0	5	1
	8	3	1	2	3	0	5	9
	8	3	1	2	4	0	5	7
市川市	8	3	1	2	0	0	6	3
	8	3	1	2	1	0	6	1
	8	3	1	2	2	0	6	9
	8	3	1	2	3	0	6	7
	8	3	1	2	4	0	6	5
浦安市	8	3	1	2	0	0	7	1
	8	3	1	2	1	0	7	9
	8	3	1	2	2	0	7	7
	8	3	1	2	3	0	7	5
	8	3	1	2	4	0	7	3
松戸市	8	3	1	2	0	0	8	9
	8	3	1	2	1	0	8	7
	8	3	1	2	2	0	8	5
	8	3	1	2	3	0	8	3
	8	3	1	2	4	0	8	1

市町村名	事業別番号		都道府県番号		自己負担区分	市町村番号		検証番号
柏市	8	3	1	2	0	0	9	7
	8	3	1	2	1	0	9	5
	8	3	1	2	2	0	9	3
	8	3	1	2	3	0	9	1
	8	3	1	2	4	0	9	9
流山市	8	3	1	2	0	1	0	5
	8	3	1	2	1	1	0	3
	8	3	1	2	2	1	0	1
	8	3	1	2	3	1	0	9
	8	3	1	2	4	1	0	7
我孫子市	8	3	1	2	0	1	1	3
	8	3	1	2	1	1	1	1
	8	3	1	2	2	1	1	9
	8	3	1	2	3	1	1	7
	8	3	1	2	4	1	1	5
野田市	8	3	1	2	0	1	3	9
	8	3	1	2	1	1	3	7
	8	3	1	2	2	1	3	5
	8	3	1	2	3	1	3	3
	8	3	1	2	4	1	3	1
成田市	8	3	1	2	0	1	5	4
	8	3	1	2	1	1	5	2
	8	3	1	2	2	1	5	0
	8	3	1	2	3	1	5	8
	8	3	1	2	4	1	5	6
佐倉市	8	3	1	2	0	1	6	2
	8	3	1	2	1	1	6	0
	8	3	1	2	2	1	6	8
	8	3	1	2	3	1	6	6
	8	3	1	2	4	1	6	4
四街道市	8	3	1	2	0	1	7	0
	8	3	1	2	1	1	7	8
	8	3	1	2	2	1	7	6
	8	3	1	2	3	1	7	4
	8	3	1	2	4	1	7	2
八街市	8	3	1	2	0	1	8	8
	8	3	1	2	1	1	8	6
	8	3	1	2	2	1	8	4
	8	3	1	2	3	1	8	2
	8	3	1	2	4	1	8	0

市町村名	事業別番号		都道府県番号		自己負担区分	市町村番号		検証番号
印西市	8	3	1	2	0	1	9	6
	8	3	1	2	1	1	9	4
	8	3	1	2	2	1	9	2
	8	3	1	2	3	1	9	0
	8	3	1	2	4	1	9	8
白井市	8	3	1	2	0	2	0	4
	8	3	1	2	1	2	0	2
	8	3	1	2	2	2	0	0
	8	3	1	2	3	2	0	8
	8	3	1	2	4	2	0	6
富里市	8	3	1	2	0	2	1	2
	8	3	1	2	1	2	1	0
	8	3	1	2	2	2	1	8
	8	3	1	2	3	2	1	6
	8	3	1	2	4	2	1	4
酒々井町	8	3	1	2	0	2	2	0
	8	3	1	2	1	2	2	8
	8	3	1	2	2	2	2	6
	8	3	1	2	3	2	2	4
	8	3	1	2	4	2	2	2
栄町	8	3	1	2	0	2	5	3
	8	3	1	2	1	2	5	1
	8	3	1	2	2	2	5	9
	8	3	1	2	3	2	5	7
	8	3	1	2	4	2	5	5
神崎町	8	3	1	2	0	2	8	7
	8	3	1	2	1	2	8	5
	8	3	1	2	2	2	8	3
	8	3	1	2	3	2	8	1
	8	3	1	2	4	2	8	9
多古町	8	3	1	2	0	3	3	7
	8	3	1	2	1	3	3	5
	8	3	1	2	2	3	3	3
	8	3	1	2	3	3	3	1
	8	3	1	2	4	3	3	9
東庄町	8	3	1	2	0	3	5	2
	8	3	1	2	1	3	5	0
	8	3	1	2	2	3	5	8
	8	3	1	2	3	3	5	6
	8	3	1	2	4	3	5	4

市町村名	事業別番号		都道府県番号		自己負担区分	市町村番号		検証番号
銚子市	8	3	1	2	0	3	6	0
	8	3	1	2	1	3	6	8
	8	3	1	2	2	3	6	6
	8	3	1	2	3	3	6	4
	8	3	1	2	4	3	6	2
旭市	8	3	1	2	0	3	8	6
	8	3	1	2	1	3	8	4
	8	3	1	2	2	3	8	2
	8	3	1	2	3	3	8	0
	8	3	1	2	4	3	8	8
東金市	8	3	1	2	0	4	3	6
	8	3	1	2	1	4	3	4
	8	3	1	2	2	4	3	2
	8	3	1	2	3	4	3	0
	8	3	1	2	4	4	3	8
大網白里市	8	3	1	2	0	4	4	4
	8	3	1	2	1	4	4	2
	8	3	1	2	2	4	4	0
	8	3	1	2	3	4	4	8
	8	3	1	2	4	4	4	6
九十九里町	8	3	1	2	0	4	5	1
	8	3	1	2	1	4	5	9
	8	3	1	2	2	4	5	7
	8	3	1	2	3	4	5	5
	8	3	1	2	4	4	5	3
芝山町	8	3	1	2	0	5	1	9
	8	3	1	2	1	5	1	7
	8	3	1	2	2	5	1	5
	8	3	1	2	3	5	1	3
	8	3	1	2	4	5	1	1
茂原市	8	3	1	2	0	5	2	7
	8	3	1	2	1	5	2	5
	8	3	1	2	2	5	2	3
	8	3	1	2	3	5	2	1
	8	3	1	2	4	5	2	9
一宮町	8	3	1	2	0	5	3	5
	8	3	1	2	1	5	3	3
	8	3	1	2	2	5	3	1
	8	3	1	2	3	5	3	9
	8	3	1	2	4	5	3	7

市町村名	事業別番号		都道府県番号		自己負担区分	市町村番号		検証番号
睦沢町	8	3	1	2	0	5	4	3
	8	3	1	2	1	5	4	1
	8	3	1	2	2	5	4	9
	8	3	1	2	3	5	4	7
	8	3	1	2	4	5	4	5
長生村	8	3	1	2	0	5	5	0
	8	3	1	2	1	5	5	8
	8	3	1	2	2	5	5	6
	8	3	1	2	3	5	5	4
	8	3	1	2	4	5	5	2
白子町	8	3	1	2	0	5	6	8
	8	3	1	2	1	5	6	6
	8	3	1	2	2	5	6	4
	8	3	1	2	3	5	6	2
	8	3	1	2	4	5	6	0
長柄町	8	3	1	2	0	5	7	6
	8	3	1	2	1	5	7	4
	8	3	1	2	2	5	7	2
	8	3	1	2	3	5	7	0
	8	3	1	2	4	5	7	8
長南町	8	3	1	2	0	5	8	4
	8	3	1	2	1	5	8	2
	8	3	1	2	2	5	8	0
	8	3	1	2	3	5	8	8
	8	3	1	2	4	5	8	6
勝浦市	8	3	1	2	0	5	9	2
	8	3	1	2	1	5	9	0
	8	3	1	2	2	5	9	8
	8	3	1	2	3	5	9	6
	8	3	1	2	4	5	9	4
大多喜町	8	3	1	2	0	6	0	0
	8	3	1	2	1	6	0	8
	8	3	1	2	2	6	0	6
	8	3	1	2	3	6	0	4
	8	3	1	2	4	6	0	2
御宿町	8	3	1	2	0	6	2	6
	8	3	1	2	1	6	2	4
	8	3	1	2	2	6	2	2
	8	3	1	2	3	6	2	0
	8	3	1	2	4	6	2	8

市町村名	事業別番号		都道府県番号		自己負担区分	市町村番号		検証番号
館山市	8	3	1	2	0	6	5	9
	8	3	1	2	1	6	5	7
	8	3	1	2	2	6	5	5
	8	3	1	2	3	6	5	3
	8	3	1	2	4	6	5	1
鴨川市	8	3	1	2	0	6	6	7
	8	3	1	2	1	6	6	5
	8	3	1	2	2	6	6	3
	8	3	1	2	3	6	6	1
	8	3	1	2	4	6	6	9
鋸南町	8	3	1	2	0	6	9	1
	8	3	1	2	1	6	9	9
	8	3	1	2	2	6	9	7
	8	3	1	2	3	6	9	5
	8	3	1	2	4	6	9	3
木更津市	8	3	1	2	0	7	6	6
	8	3	1	2	1	7	6	4
	8	3	1	2	2	7	6	2
	8	3	1	2	3	7	6	0
	8	3	1	2	4	7	6	8
君津市	8	3	1	2	0	7	7	4
	8	3	1	2	1	7	7	2
	8	3	1	2	2	7	7	0
	8	3	1	2	3	7	7	8
	8	3	1	2	4	7	7	6
富津市	8	3	1	2	0	7	8	2
	8	3	1	2	1	7	8	0
	8	3	1	2	2	7	8	8
	8	3	1	2	3	7	8	6
	8	3	1	2	4	7	8	4
袖ヶ浦市	8	3	1	2	0	7	9	0
	8	3	1	2	1	7	9	8
	8	3	1	2	2	7	9	6
	8	3	1	2	3	7	9	4
	8	3	1	2	4	7	9	2
市原市	8	3	1	2	0	8	0	8
	8	3	1	2	1	8	0	6
	8	3	1	2	2	8	0	4
	8	3	1	2	3	8	0	2
	8	3	1	2	4	8	0	0

市町村名	事業別番号		都道府県番号		自己負担区分	市町村番号		検証番号
南房総市	8	3	1	2	0	8	1	6
	8	3	1	2	1	8	1	4
	8	3	1	2	2	8	1	2
	8	3	1	2	3	8	1	0
	8	3	1	2	4	8	1	8
いすみ市	8	3	1	2	0	8	2	4
	8	3	1	2	1	8	2	2
	8	3	1	2	2	8	2	0
	8	3	1	2	3	8	2	8
	8	3	1	2	4	8	2	6
香取市	8	3	1	2	0	8	3	2
	8	3	1	2	1	8	3	0
	8	3	1	2	2	8	3	8
	8	3	1	2	3	8	3	6
	8	3	1	2	4	8	3	4
匝瑳市	8	3	1	2	0	8	4	0
	8	3	1	2	1	8	4	8
	8	3	1	2	2	8	4	6
	8	3	1	2	3	8	4	4
	8	3	1	2	4	8	4	2
山武市	8	3	1	2	0	8	5	7
	8	3	1	2	1	8	5	5
	8	3	1	2	2	8	5	3
	8	3	1	2	3	8	5	1
	8	3	1	2	4	8	5	9
横芝光町	8	3	1	2	0	8	6	5
	8	3	1	2	1	8	6	3
	8	3	1	2	2	8	6	1
	8	3	1	2	3	8	6	9
	8	3	1	2	4	8	6	7

《 問い合わせ先 》

子ども医療費助成制度について

千葉県健康福祉部児童家庭課 母子保健班

住 所：〒260-8667 千葉市中央区市場町1番1号

電 話：043-223-2332

FAX：043-224-4085

子ども医療費の請求について

社会保険診療報酬支払基金千葉支部

住 所：〒260-8521 千葉市中央区問屋町2番1号

電 話：043-241-9151

FAX：043-248-1427

千葉県国民健康保険団体連合会 業務第一部管理課 管理係

住 所：〒263-8566 千葉市稲毛区天台6丁目4番3号

電 話：043-254-7183

FAX：043-254-0048